

PTA等共済だより

第30号
2015/7/31発行
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話：03-6734-2971
メール：pykyosai@mext.go.jp

■PTA等共済法に基づく共済事業の法的位置づけについて



各地で開催される研修会において、標記のテーマで説明をさせていただく場合が多くあります。そこで今回から2回に分けて、①この法律ができた経緯、②これまでにPTAや青少年教育団体並びにこれらの特定関係団体（安全互助会や安全振興会等）が実施していた見舞金給付事業とPTA等共済法に基づく共済事業の違い等について改めてご紹介していきたいと思っております。

①保険業法の改正の背景及び法律の成立経緯

PTAや青少年教育団体並びにこれらの特定関係団体（以下、「PTA等」という。）は、従来から、PTA活動中の災害（負傷、疾病、障害又は死亡等をいう。以下、同じ。）や、学校の管理下における災害などに関し共済事業（見舞金給付事業）を行ってきており、児童生徒等の健全育成及び学校における教育活動の円滑な展開に寄与してきました。

しかし、平成17年の保険業法改正によって、PTA等が行ってきたいわゆる無認可の共済事業は、原則として平成20年4月以降行うことができなくなりました。当時、オレンジ共済事件（※1）等共済をめぐる不祥事が相次ぎ、消費者保護の観点から、規制の必要性が高まっていました。これまでの保険業法上における「保険業（※2）」の定義を見直し、特定の者を相手として保険（※3）の引き受けを行う事業についても規制の対象となることになりました。

保険会社となる方法（※4）や少額短期保険業者（※5）となる方法がありますが、いずれもPTA等のような小規模の事務体制の場合は対応が困難なものでありました。さらに、保険会社と団体契約をする方法もありましたが、給付の範囲が狭くなる、いくつかの保険商品を組み合わせる必要がある、掛金が高額になるなどの問題がありました。

当初は、保険業法の適用除外にとの要望もありましたが、法的な根拠をもって適切に行政庁の監督のもと運営する制度共済として立法化することが適当であり、PTAや子ども会等の青少年教育団体からも、新しい制度共済新設が要望されました。

これを受けて、平成22年5月26日、第174回通常国会において、衆議院文部科学委員長提案の議員立法により、「PTA・青少年教育団体共済法」（平成22年法律第42号）が成立し、平成22年6月2日に公布、平成23年1月1日に施行されました。

このようにPTA等共済法に基づく共済事業は、一般には保険業法で禁止されている一定の集団に属する児童生徒や保護者に対する共済事業を「PTA・青少年教育団体共済法」という特別法において、一定の要件を満たしている団体に対して、行政庁がその事業を実施することを認可しているものです。したがって、法律の目的や趣旨に従い、契約者等（被共済者等）保護の下、適正な業務運営と財務の健全性が求められており、業務報告書等の提出や行政庁からの立入検査を受けることになっています。

用語解説

※1「オレンジ共済事件」とは、友部達夫元参議院議員（旧新進党所属）の政治団体が運営していた共済団体が起こした詐欺事件。高配当をうたった商品を出し多額の資金を集めたが、その多くが自身の選挙費用や政界工作費、借金返済、あるいは家族に私的に流用された。

※2「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶発の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、生命保険会社又は損害保険会社が引き受けをすることができるものの引受けを行う事業をいいます。

※3「保険契約」とは、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあっては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約をいいます。

※4「保険会社」・・・資本金の額または基金の総額が10億円以上の株式会社または相互会社で内閣総理大臣の免許を受け、生命保険や損害保険の保険業を営む会社。

※5「少額短期保険業者」・・・平成17年の保険業法改正に伴い新しくできた制度。保険会社より簡易であるが、株式会社となる必要があり、保険金に制限、保険計理人という専門スタッフが必要。

■おしらせ

- ・PTA等共済法だより第30号の発行が遅れましたこと。お詫び申し上げます。
- ・FAQコーナーについては、今回お休みさせていただきました。
- ・今年度に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。
- ・認可済団体のある府県教育委員会で、業務報告書に関するお問い合わせ、立入検査等の相談や支援が必要な場合もお早目に御相談下さい。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：8月31日＞

■ 共済団体のご紹介

一般社団法人岩手県PTA連合会（共済事業開始：平成24年4月）



事務局の皆さん
手前左が樋下局長

岩手県PTA連合会は、平成25年度に一般社団法人へ移行してから3年目を迎え、公益目的とした法人事業と共済事業の2つの大きな柱で事業を推進しています。

新年度を迎えるに当たり、事務局長の退任がありました。小森前事務局長には、一般社団法人並びに共済事業への移行に尽力され、移行後も健全運営のためにご努力をいただきましたことに感謝をしております。替わって、私（樋下）が後任として市内の中学校を定年退職し、この4月よりお世話になっております。事務局にいる4人の女性職員ともども、どうぞよろしくお願ひします。（写真）

共済事業は4年目に入り、今年度も岩手県内の小学校、中学校、幼稚園及び特別支援学校の子どものために、また、PTAの皆さんのために事務局員が心一つにして、事業の推進を図っていききたいと思います。

本年度の課題としては、共済規程に基づいた計画的な事業の推進とコンプライアンスやリスクマネジメント意識の徹底、運営評価を生かした事業経営を目指していきます。特に、個人情報保護管理については、事務局員全員の共通認識と意識の向上、組織対応を図っていかねばならない課題であると考えています。（事務局長：樋下）

公益社団法人富山県高等学校安全振興会（共済事業開始：平成24年4月）

昨年4月に公益法人に認定されました。公益法人になってからの1年間の活動について報告いたします。

活動内容は一般法人の時と大きな変化はありませんが、より公益性を高めるため、広報活動に力を注いできました。例えば、昨年度から事務担当者説明会を開催し、共済事業等への理解を深める機会としています。また、負傷共済請求事例（平成25年度請求分）の分析結果を掲載した広報誌（臨時号）を発行し、負傷災害の発生防止に向けた情報を提供しました。

公益法人になって変化したことは、提出する書類が多様になったことでしょうか。今まではPTA等共済法に基づいた書類を提出していましたが、これに加えて公益法人三法に基づいた書類を提出することになりました。求められる内容や分量が今までと大きく異なるため、事務処理が複雑になり、税理士の協力を仰いで作成・報告しています。

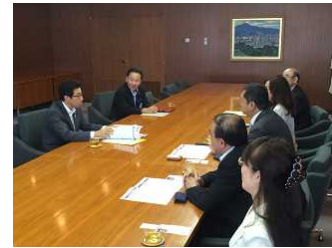
他の共済団体の活動を参考に、より公益性を高める活動を行っていきたく考えていますので、PTA等共済室をはじめ皆さまのご協力をよろしくお願ひします。（事務局長 清水好勝）



理事会の様子。中央は牧田理事長。

PTA等共済室

- 7月 6日（月）全国高等学校等安全互助会連絡協議会役員会・情報交換会（横浜市・吉谷）
- 7月 9日（木）全国国公立幼稚園・こども園PTA連合会表敬訪問（丹羽副大臣、局長、課長、室長、補佐、吉谷、松田）
- 7月13日（月）全日本私立幼稚園PTA連合会全国大会（下村大臣、局長、課長、室長、補佐、吉谷、会田）
- 7月21日（火）山口県PTA連合会（岩村事務局長、辻本職員）来省・相談会（吉谷）
- 7月23日（木）一般財団法人熊本県PTA安全教育振興財団（叶事務局長）来省（吉谷）
- 7月23日（木）公益社団法人日本PTA全国協議会研修会（局長、補佐、会田）
- 7月26日（日）第63回日本PTA全国研究大会（札幌大会）
～28日（火）札幌市及び北海道表敬訪問
札幌大会実行委員長会議、特別第2分科会打合せ（札幌・吉谷）



日本PTA全国協議会及び
札幌市PTA協議会と
秋元克広札幌市長を表敬訪問

■ 第63回日本PTA全国研究大会（札幌大会）8月21日（金）～22日（土）札幌市

8月21日（金）札幌コンベンションセンター大ホールにおいて、文科省協力の特別第2分科会が開催されます。研究課題は『子どものための情報モラル』～子どもたちの現状とネット炎上～です。教育・行政・PTAそれぞれで活躍されているパネリストをお迎えし、パネルディスカッションを行います。吉谷もコーディネーターとして参加するほか、情報教育課からの行政説明も予定しています。

■ 編集後記

職場近くは、高層ビルが立ち並んでいます。緑もたくさんあります。春には桜が咲き、秋にはイチョウの葉が黄色く色づきます。この時期、「ミンミンミンミン」っとセミの鳴き声が暑さを感じるのを増幅させます。夏も中盤となり、短い命を必死に生きるセミも、ついには力尽き、地面に落ちてしまいます。今日もまた、飛ぶことができなくなったセミが地面に落ちていました。しかし、小さな体ながらも、命ある限り、頑張っ鳴こうと、かすれた音で頑張っています。ところで、自殺対策白書によると、夏休み明けの9/1は、18歳以下では1年でもっとも自殺が多いときだそうです。精神的な同様が生じやすいと考えられるこの時期、学校や地域、家庭においても見守りや相談等の対応が必要な時期なのかもしれません。「蝉時雨 命の限りを 知りつつも 果てるまで鳴かん 我はここぞと」（PTA等共済室：吉谷）

